862
1
6

国立国会図書館　タイトル『中天竺之内馬丹嶋江漂流ノ舟水主共口書』 請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『中天竺之内馬丹嶋江漂流ノ舟水主共口書』 請求記号 862-1
ガラス使用

862-1
(6)

中天竺之内馬丹嶋江漂流ノ舟水主共口書

一 尾張国知多郡大野村浦方ヨリ町人ノ舟ニ
高人ニ材木ヲ積ミ人数拾人乗ニテ来ル
元禄六年申ノ九月九日ヨリ大雪ニテ出船同
十月中旬ニ江戸ノ着私町同ノ内野ヨリ右ノ
方ヘ乗ル 荷物ヲ受ケ相渡ス 内ヲ私儀ハ
尾張ノ桜山ノ材木ヲ乗ル 十四日ニ
荷物ヲ積ム 同十月末ニ江戸ヲ出船
下田迄来ル 同霜月ニ江戸ヲ出ル 五日ニ舟出ス

四小二列序濱ニ因大山ヨリ二重祖神宮家ヨリ
中西風強く吹き尾張ニ國を二ツ星祖彼方ヘ
見物ニ乗出ス舟ハ伊勢國和ヶ大海ヲ二ツ
星祖神宮者ハ晩小ハ明ル朝ハ小大王ニ迄て
大西風強く吹ハ来ル海ハ荒ニて他舟ハ掛ル
事ハ波ハ都ニ出ス舟ハ深く波高き不申ハ為ニ
尋計り成ル波ハ麗ハ玉船合ハ為ニ波空部ニ
海深く波高ク吹ハ内早や五里
祖東ニ方ニ流ハ上ハ長ク中ニ溜ル

中ニ為ニ舟ハ元船ハ掛ル龍神く
祈祈ハ掛中ハ同ハ為ニ舟大帆柱ハ切ル
乃方ニ上タモ流ハ上ハ早ハ右通大樋
ハ切ル葉ハ任猶ハ帆掛ハ船ハ
十四日ニ晩ハ東ハ風強ク来ル
帆竿ハ柱ハ注西ニ方ハ振ル取リ上タ物西
の方ハ行ハ柱ハ早ハ船中ハ艘
断ハ乃ハ難儀ハ中ハ有ル船ハ合相談
仕ハ尾張國龍泉寺ニ長国寺乃観音

清早天の年ハ何もとも雨も降ハ世度も水
飢ハ有ハ偏ひ面観音ハ雨を祈ハ山ハ
立ハ雨を掛ハ中ハ佐示船ハ治命ハ清中ハ常
義ハ雨ハ有ハ潮も水ハ家交ハ中ハ其水
の板橋傳受ハ雨ハ迷鍋ハ潮を入ハ雨
上ハ鍋ハ潮ハ有ハ鍋ハ小桶ハ雨
其桶ハ上ハ鍋ハ潮と入ハ雨ハ清水
ハ上ハ物ハ雨ハ雨ハ露ハ有ハ桶ハ清水
沙井ハ宛ハ雨ハ其内ハ雨降ハ船ハ清流

ハ有ハ薪ハ薪ハ有ハ帆柱又ハ船
薪ハ有ハ板ハ道具ハ有ハ中ハ中ハ
車ハ中ハ車ハ出ハ佐示ハ人ハ中ハ
船中ハ雨ハ居ハ和泉ハ間ハ
綱ハ船ハ合人ハ一ハ雨ハ宛ハ
一人ハ人ハ宛ハ山ハ養ハ身ハ
中ハ山ハ有ハ猶ハ飯ハ中ハ
和泉ハ所ハ子ハ命ハ荷ハ身ハ大
業ハ業ハ有ハ吹宛ハ雑水ハ

抜出船すぐに十四日に和
西の方へ行くと云へども北風に吹
いくらも未申の方へ吹られて漂
流して西の方へ流れ出ず南の方へ流れ
東の方へ流れ出ず見渡す限り海
へ乗り続くばかり東の方へ
と行風なり去る霜月晦日小豆島
へ船付いたす極月六日迄従東西
東へ流れ未申の方へ被吹行き暫く

船を掛け置きなく九十餘日程小豆島
に居る依被流へ船を着き伯馬丹嶋
見渡すに何の長人同数多の長人同
様に着物もなく常人の肌と違
也とも何地知れぬ者共
出来り寄り船を拵の内何と
や船ふるひと云へ共厳敷
中に生傷なる船なり親兄弟
と者共小船数京親船乃例

浦仕候を以て乗り申候潮に何方へ有しやと尋
申候所の者共申候は南の方に有
之候間此方者の方漕寄候へ小浦に
て申候間此方へ漕寄候を見て入船と勘違
致し船を出し候者共一番に船を
出し候者共綱を一筋切り
候方へ漕寄候所に此の者共乗合
船を繋候所に明日七ツ朝潮の
刻何百人とも
数を知れず申候て
数限り
無く乗り組船乃荷物大集申候
船も打破申候に船道具を取打
奪取候に我と共に
我と共に
我と共に
其時打殺
小子人を
船方
転下
おも取申候七日の
さしく
仕候

小達様に依見しく宮へ来りて其後を我と
和仕中に不浄業を解放(ほうし)し宛番中に
くて人を殺つる中に山へ登て結(けう)を新
小殺相業を作ふ七日に数十月餘(あまし)住居
中に小草を以て命(ノビ)を繋ぎ人間に帰ふも思き
ものと使れ詞ば不通文字もなく仏書
書も不分何も難仕所も有り此
出家と同と二人宛中合悪く成ば
道理に従服家七日新も有り知人

也し世所の者と仕新に
小業者も稀に有る其船に乗四
方へも迷て帰る能く使也中仕新
能く有し姫人の所を二人宛迷仕彼
所へ二人乗りて稀に使居中に
船に同二月時分右縁仕に船に乗り
支度仕に付稀に乗せ四日迷に
帰と身に付て殺と是に除所に乗り其方様
無余せ不出中に付其時我と中に

内に紙帆を張り船を造り漕ぎ出し遠州と清水の者を
根こそぎ引き連れ清水の者共も船頭水主共
其時分より二十日隔て小舟廻り船に乗り
合せ乗り組み清水に使居り二月時分より船に
治郎兵衛使人に成り清水に参り主人
寄り合ひ相談仕り候へ共中々亦難
成間敷旨申聞候夜清水者共中
共不審ヶ様ど夕相寄り合ひ不審
後清水の者共本国へ帰り働き無事相
済

有之候ハ本国へ帰り船頭
水主共一統相談仕り
馬丹島に行く八重山
親子兄弟相談仕り兼ねて
七人持中者共本国へ帰る
者共皆相談仕り備常に
どり小ぶね四艘に乗合せ
宮古島へ着し
馬丹島に行く者共
相談仕り
者共全銀多持ち
に相成り諸国へ
有之候

国立国会図書館　タイトル『中天竺之内馬丹嶋江漂流ノ舟水主共口書』　請求記号 862-1

ガラス使用

柔山和尚之洞後多秋山へハ俗ニて有間敷
と申ス常家ハ此の事ハ我ニ云ハ秋山合
海ニ有云と申ス山田ハ和尚と遣ハ有之金銀
海山ニ所ハ取ニ来進ス事ハ我ニ庄小斧一
挺成共代ニ而ハ賜ハ鵜の山ハ細ク船を造り
ハんと申ス此所小ニ決ス事無斧も無ク
迷惑ス事ハ始の上ニ而ハ其方共ハ日本ニ来
来ハ和尚を打殺ス取ハ行鉄有一ツ宝斧
何の挺ニ有ハ始ニ和尚ニ斧を借ス見ハと
申ハ又右ニ所ハ我ニ云見合船を作ル日本
海ニ金銀を取ニ来ル者ハ紫檀小ニ成ル宝
斧ニハ始ニ来ル世ハんと申ス海ニ海
ニ者若ハ日本海ニ出ル何の物小ニ来ル
と申ス時我ニ云ハ中ハ常ニ申ス馬丹島
ニハ紫檀黒檀の木海山ニ有ル日本小ニ金
銀ニ海ニ海ニ高砂ハ俗ニ成ル
仕ル斧を貸ハ刀世所ハ小ニ船造ル
今迄居ハ如ハ之船造ハ無

の者ハ人れ間敷ハ故此所ハ〳〵舟を造り出
ホ山迄ニ所の木ハ大ハ大木ハ大木ハ成
望次第に伐ら也船ハ伐り出し長
サハ人とハ利ハ所ハ出て長崎ハ長崎
ハ奉行ハ山の木を望次第ニ長崎ハ
四十日ハ船を造り出ス時ハ
一日ハ生ニ成ハ物ハ草ハ又百姓ハ
薪を切一日ハ船を作り中ハ四十二月ハ
月ハ大方出来ハ船ハ用ハ大方

ハ出来ハ造ハ始ハ挺を造ハ
一挺ハ櫓ハ櫓ハ
を切ハ時分ハ大キ成櫓を入ル
時ハハ櫓ハ
ハ櫓ハ
ハ船の長
サハ尋程ハ
合ハ行ハ住宅ハ
ハ船ハ
ハ船ハ
ハ元来

あと見て之船の艫（トモ）舟底より艫を立る事
甚だ曲（マガリ）たる事入りめを曲たるあを切様
仕立事をバ板の形ちに絵を立所
像を彫（ヒキリ）絵考何も板に立る私を造
り出す大方舟まかるとの事時分り大野村
長吉（ヨシ）方事有事を切て立事小事
ひとつ骨を打折腰を打折
痛て神にも宿病仕
度り弱（ヨワリ）絵に相果り其御長吉兄弟乃

契約仕り馬丹乃者ハ国元長吉家朝と
時分之人を連れ出て今渡（ワタ）船にて一
度ハ日東へ可罷出事神に不慮小怪（ケガ）神仕
唯今相果申事之旧日東之
事ハ兄弟二人と者共小
出て金銀銅錫沢山に積て出
日比浦へ入り舟を立
金銀を送り出
馬丹と者共も国を流
流れ弱乃不便

出羽ノ長吉ガ船ニ乗組ミ、宮城郡浦馬丹ヶ浦ヲ船出シ、
浦馬丹ヶ浦ノ者共、親ノ仕船ニ乗組ミ、情ケ深
き者ども、親ノ子ニ人ヲ長吉家ニ近ク居候ハ、
中重ネ、其ノ内ニ平兵衛ト申ス者ト、
伝兵衛ト申ス者ト、二人ノ者一人ノ果ヲ分ル
親ノ庇ニ、談合ノ末、平兵衛ト伝兵衛ト、
共ニ、ヤウヤウ、ヨウヤウ、大ニ、其ノ通ノ事
ヲ、梅ノ行延ニ遣シ、訴ヘ申シ、洞ヲ包ノ操
船ノ、我ヲ集ヘ、訴ヘ、指ヲ入レ、大船ヲ指ル事

ヲ、僅ニ海ニ百里半ノ所ヲ通ル、強ク、
北風ニ、痛ミ、動ハ、船ノ損ヒ、人数ヲ、死ル事ヲ、今度
皆ヲ、細ニ、船ノ遣ル、其ノ所ヲ、
浦ノ、陸ノ、ガ、知ル、中ニ、打ル、
合ノ打ル、ノ度ニ、縄ノ、縄ノ、ル、
小ニ、ノ、ル、ノ、ノ、ル、ノ、
皆大海ノ、日ノ、海ノ、法ノ、中ノ、
心ノ、ノ、ノ、ノ、ノ、ノ、ノ、
合ノ、ノ、ノ、ノ、ノ、ノ、ノ、

仰り付ず被成候ゝ中ハ御仁国ゝ同
海鹿小浦ゝ相暮ゝ居ゝ又ハ合ゝ一
所ゝ相ゝ加ゝ同意の異国ゝ使ゝ
中ゝ異国中ゝ同人ゝ不ゝ出ゝ其国ゝ船も出ゝ其方
ゝ者ゝ度ゝ仕ゝ加ゝ様ゝ人数所ゝ様ゝ何ゝ
詮有ゝ事ゝ被ゝ一所ゝ船ゝ乗ゝ出ゝ元の様ゝ
者ゝ様ゝ遠ゝ其所ゝ度ゝ度の憂難
仰の有ゝ様ゝ度ゝ仕ゝ様ゝ是非ゝ諸ゝ様ゝ
其方ゝ遠ゝ日ゝ渡ゝ義又仰の国ゝ海ゝ文死

願ゝ心ゝ所ゝ者ゝ不ゝ被ゝ出ゝ所ゝ船ゝ様ゝ帰ゝ義
ゝ仕ゝ様ゝ諸ゝ様ゝ諸ゝ合ゝ様ゝ
ゝ仕ゝ様ゝ度ゝ様ゝ者ゝ有ゝ
ゝ様ゝ合ゝ様ゝ
方ゝ仕ゝ様ゝ者ゝ渡ゝ被ゝ出ゝ合ゝ
者ゝ様ゝ人ゝ尋ゝ又ハ所ゝ乃者ゝ
渡ゝ渡ゝ仕ゝ行方ゝ知ゝ
ゝ様ゝ者ゝ故ゝ人ゝ
ゝ様ゝ所ゝ者ゝ
ゝ仕ゝ様ゝ

十人寄合愛宕神社詣ず日和の地北東の
と天照大神宮の御園を通り北の方と御
宮御神に立寄又出船乃日和月中向う来る
出宮御殿及び中間と御宮下り中に信濃へ
渡り中に用意船に入れ道具こしん
一茶四枚宿口半給御神もちひれ
一水桶ら残水入れ
一鍋十長八四基乃ふ流くこしく
一柳ヤシロ乃宮五の實にて菓子に用る
一蔵タバコ十斤
一斧一挺舟破損乃時つひやくく
一磬ノミ二本長八吉計ゆて物に打れ
一小カニ二本長八馬毋の者御宮に打れ
一薙ナタ乃柄の者二箱長八舟にあり入れ
一黒檀にて出の櫂ハタの櫂に打ものに
二尺半廻小松一ツ
長八馬毋に云ふ
一日和へ七産に渡す此船金銀

銅鉄持来り候ハ[illegible]馬丹の[illegible]
[illegible]船又同月十九日私仕候三年中極月六日
[illegible]嵩月月書[illegible]三年[illegible]月十日
出船仕候国[illegible]風[illegible]
同月十日数[illegible]日同ハ南京内右嵩山[illegible]
中ハ宮嵩山ハ切山[illegible]の海[illegible]新宮
[illegible]月[illegible]居申ハ[illegible]人[illegible]何
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ有[illegible]船
[illegible]猟船[illegible]舟[illegible]

[illegible]清[illegible]新[illegible]通[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]東[illegible]嵩
[illegible]仕[illegible]宮嵩山[illegible]早[illegible]飯[illegible]無[illegible]成
[illegible]仕[illegible]儀[illegible]解[illegible]海[illegible]
[illegible]迎[illegible]又私一[illegible]見[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]其人数
[illegible]通[illegible]者人[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]者[illegible]
三年[illegible]風[illegible]
天竺馬丹国[illegible]

[illegible]流馬丹嶋者[illegible]船を[illegible]
馬丹嶋江漂流ノ舟水主共口書
[illegible]船ハ四[illegible]船と[illegible]木も何も遠[illegible]
[illegible]船ハ馬丹嶋[illegible]船[illegible]
[illegible]

[illegible]

相[illegible]南京乃人[illegible]
[illegible]
[illegible]船[illegible]
[illegible]
[illegible]南京[illegible]
一米八斗程
一薬鑵[illegible]
一[illegible]漬[illegible]
一塩辛[illegible]

一油奥二斗升
一薑茗少
一松板 二枚
一薪之束
一木綿着物 六ツ
一ふろくせゝ之宜
一縫物糸少
一巻茂 壱束
其外長崎へ渡海船江之元書別紙有

書付書ハ南京ハ唐船ハ長崎ハ南京ハ唐船ハ長崎ハ南京
ハ者を長崎ハ者を長崎ハ者を長崎

日数百日ニ清国仕ル日和ヲ待ル内ニ御ヨ
ス人余永ニ亡人ハ利能通ル中ニ長者ハ
神ヲ事ハ日和ヲ切ッ渡ル長崎ヘ来ル
長崎ヘ八百ノ拝星有ル有ル金ヲ結ル
南昌長崎ヲ通ル中ノ子温ル学者ハ道程
相遠ル南京ヲ日和ハ道程百里程
有南京ヲ日和ハ当東ヲ但東ヲ
京ハ長崎ヲ者長人長ヲ品ヲ
一縫物汁

一縫物余ノ
一鍋　一本
一竹ノ清ノ
一剃刀　三本
一茶ノ外ノ
有ル品ヲ長崎ノ節清国ノ
加藤ノ仕ル長次皆ル
雑有ル所ノ此所ヲ唐清国仕ル神
御見物ヲ南京人永ノ

向こ山に赤土と仕候て仕貫見申山こ結
長新こ赤こ山こ又長ト山ふ
一鍋こう
一木像長物十一
一米ハ三斗
一塩魚一人
右ハ高こ金ト山ハ新こハ寺地こ為出申長
有こ社こ寺二こ新見物仕ハ十寺こ
結ハ日ハ根ハ尾菅麻こ

此ことを申し出て船を漕ぎ帰り出て船を系口和海
中に有る事なれども事長く百姓共に問ふ所に
百姓の仰せの中小子罪分の為さる数
を重ね其数を組に面後に長くなりて脇
八遠と別に長崎に田畑を牛にて持ち
牛八日乗り牛二匹掛者大く学ぶ事にて百姓
に風俗首八数を別に帰り申し逆難の
神を祭り崇り信者申し出和船崇り出る者
仕合に成り申し出る事なれども仕法
ふるふ山を番を八所月遠に出る長崎
去年十月宮内長崎廻舟を馬丹島
出る事十月遠に月乗り大山知れぬ所
和船月間に十月八大に仕事十月出
仕り申し舟月捜し漂流船一日宛遠に申し
南京乗人番に成り漂流者五月番
に行ふ山を出船仕り六月二日数二十日
に日本の人漂流者に信者漂流国に来
船人なれば小船乗出者来

と尋ねしに、此日出帆せし者ども、其時奉
行人等に、是八日出帆せし共、漂流せし新く皆、八の
国の船なりしに、其節に、神八、度法国大野
村に着、二年過ぎ、難風に逢ひ、漂流せしなり、
此節、馬丹島に、船を始め、諸具、結構
に、其時、神、たる船、来り、又、漂
流せし、逆、来りし、奉行人、捕へられ
此、又、奉行人の船なる人、共、来、神、中、
書に、細、書、船内、諸道具、数、委細
書取、来り、神、書、船、内、
文、新、十日、星、有、物、
く、北、京、物、

一 反米　四俵
一 塩　弐斗
一 味噌　三斗
一 薪　少束
一 塩魚　二十
右、京、北、人、漂、内、北、日、斗、出、帰、来、

長崎へ船に乗り奉行衆へ御伺ひ送り
候ハ、御奉行の船より人行員二人乗り下り
行候ハ、毎日出船ハ六月五日に長崎へ送り
候御書状人神主ハ出船取乗り御書状
ハ船に道具ハ及乗十人宜敷合乗
申ハ、船ハ帆ハ内ハ唐人宛ハ
相ハ出船ハ寄ハ乗ハ文ハ合せ
書状ハ長崎ハ備長崎の御ハ方
朔日迄唐ハ朝ハ朝ハ時分ハ馬丹

ハ、ハ中ハ船業諸道具南京ハ世界ハ
唐ハ御書状ハ長崎御奉行草鞋銭
ハ道ハ公儀ハ御書物ハ宛ハ道中
御奉行人ハ人宛ハ当月十五日
に尾張ハ迄ハ送り唐ハ二十人壱人
御奉行ハ長崎ハ員相ハ
唐ハ人ハ道中ハ餞ハ
ハ五日ハ文宛ハ合せハ
神ハ親ハ文ハの唐ハ

右公儀へ差上申書之報如此
一馬丹島ハ我国住所ハ幅二里長サ壹
拾丁有
一馬丹島ハ金山多ク大木ある海辺ハ
平ニして土ハ黑キ土なり
一細ハ山ハ焼石の有所ハ物付
一細ハ植ハ芋を作り
一粟ハ稗を作り
一米ハ穀ハ類ハ少成
一四方に多ク玉蜀黍ハ唐黍ハ少宛植
一麦ハ少宛植
一牛類豚 牛 野牛 猪 猫 犬
一鶏 鶏 蛇 石龍子
一四方ニ多ク奥在
一蜻 こしう
一雀の如くなる鳥
一鷹ハ長ハ四方の馬 鷲 鵰也
一黑海ニて少宛釣

一男ハ女を給ハるハ如ハ略ハ男も家に向て
ハ略ハるハ一年に境も立て其月に壊もなく
當月の二日月とゝ又来月の二日月迄見へ
其月に極て出るハ白雨ハ雷の焼もの
無ハ月と云事も不知温風(アメカ)國へ寒の内と
思ふ時ハ四季の二月時分に極て神仏と
云事不存親を祭る事も又年忌礼拝と
云事なし婚入聟取ハ事ハ行ハ吊と云
事なし死人ハ畑に埋ハ

一夏に寒と成ハ年貢俵宮に俵宮に
家に向へ入ハ郡に年貢米腰に付
物を給ハ

一家ハ門に人柴垣に行ハ木皮
ハ毒ハ面根ハ黄ハ青ハ

一家に新高に人平に遣ハ出入
男に月に數物ハ下に並べ其
其作ハ身に絵書男氣
器物のハ有る毛を主病打抑ハ寢

中山家名抄ハ今ハ
一秋ハ[illegible]人家を作り[illegible]夜ハ新之作り
中山之家ハ四方ニ通ス[illegible]高く作り[illegible]
馬丹の物ハ[illegible]入合[illegible]
仕[illegible]異[illegible]出入[illegible]
一馬丹作ル内ハ[illegible]新家数合[illegible]者
一中ごと[illegible]新ハ家数[illegible]
一合戦[illegible]新[illegible]事ハ[illegible]
一[illegible]夜合[illegible]軍

仕ル馬丹の道具ハ牛の皮[illegible]
[illegible]
一[illegible]新馬丹[illegible]
[illegible]ハ牛[illegible]
一[illegible]ハ法絶[illegible]又ハ金浪[illegible]湖珠流[illegible]
牛[illegible]有ル馬丹[illegible]豚[illegible]
中[illegible]
一南京[illegible]
和中[illegible]海[illegible]

同州大山見ヶ[illegible]ハ[illegible]
一[illegible]ヶ[illegible]新馬丹ヶ[illegible]二[illegible]
一[illegible]新[illegible]隙[illegible]有[illegible]牛[illegible]人ハ
[illegible]長ク[illegible]

馬丹ヶ流[illegible]者[illegible]所[illegible]名

一尾張国[illegible]村　六[illegible]　六[illegible]者ハ　[illegible]
　　云[illegible]　　七[illegible]　　[illegible]吉
一同国[illegible]村　三[illegible]
一同国[illegible]田村　[illegible]ハ馬丹[illegible]

一同国大野村　長[illegible]　[illegible]
　　[illegible]者ハ[illegible]丹ヶ[illegible]
一　長吉[illegible]ハ馬丹ヶ[illegible]怪我[illegible]
一同国[illegible]浦村　[illegible]ハ馬丹ヶ[illegible]

元禄七年甲戌十二月　日

安政五戊午年又同月　日　写之

宮田看唐木氏

廣東物語巻之[illegible]

[illegible]藩有馬玄蕃頭則維[illegible]中船[illegible]野
[illegible]高の水主[illegible]者六人長崎[illegible]表[illegible]遠大風廣
東[illegible]被吹流入今年二月德[illegible]癸巳夏[illegible]年[illegible]
及て飯間[illegible]言上し畢
正德元年辛卯十一月風[illegible]放され船[illegible]洋中[illegible]
漂流仕東西の辨[illegible]方[illegible]春[illegible]
辰十一月[illegible]洋中[illegible]廣船[illegible]見[illegible]相[illegible]
北[illegible]船[illegible]乘[illegible]南[illegible]

食物は当月二日電日縣とりかえ着はん
其時長日和しこれ比祝の晩九ツ時桃花形
盛つもりに千新漁人多毒物形ちく莫と雲形
高り食物も多新鮮美味味小鯖仲ちく煮
調理は大変味と食はこれ大き盛合徳よ
盛者と居ちと思ふ人今庭一椀たよ箸を
以て食と仕者れ漁人居方高さ人祝ちて
皆方と見物ちく濃厚くかくわいものちくは
方に長崎ちと志門ちく唐陽の猪

口ふく酒と飲或けんと時詩笑仕飲終く
茶碗ちと盃と給へり二日の間と朝宣晩と夕食
米は食器八杯ちと徳器ちく出者者者し
ちく燭者に蝋燭と燈一ちく物と拵給へり
漳州八刻ちて戌七刻八日本の通ふ出者
桐盃の様成ち物ちたんくわいに栗と煮栗
如給へり唐人常に指柳ちく煮
ちく物と如何ちく給へり暫く日ちと
食ち後八出指ちに本の様ちと中人(沿ちの船法ち

高山彦は當代大清の風俗は古の髪の頭を
髮を切り結び垂迹を剃り結びの髮を長
く仕なす小合なる其れを組み海へ下る中の髮
を蘭尾と云衣服は古の元るの式衣裳
衣裳は袖長く仕り長さは膝を限る糸は
黄銅の糸にて組み掛合せ神に御祭の祝
為に細く仕る行縢の行縢の張り長く
掛る神を馬蹄と云下の方の球袴と
見る襪と物を着者を結び鞋を履
袴は股巻の掛る物脚絆の如き唐織
是の如を自由に掛る仕の掛に出る者は
幅狭く糸にて組む襪は長袋の掛る物
の腰に着者は單衣の上に礼服有
時は帽子を着仕鞋は繻子の靴履
は遠絵く仕是の踊の時に草履を履く
南曰本の本後の緒と同襪は日本の長袋の
如きして指し股引後こ如真中
乃皮を是し踊り掛る事を
歩行する事を

又孔雀明王の御姿を
衣領長く神を仰ぎ仕る
大人の風俗
羅の裳を着せ
の時は
の津
赤木も
笠を着
常人
の文
袴の
八
耳
を指衣服も男の着
帯を結び
袴へ着
衣裳に花
水に移る
衣服を
女の風俗
袴を長く
物を着
何も
帯を
鞋を

是ニ種ニ分ケテ先ニ細ク安行ノ作危
クシテ如モ八尺ニ時ハ是ヲ已ニ船長
仕ル事ハ所ノ成程ニ仕ル事ハ難ク
高ク仕ル事ハ船出ノ時ハ安行ノ仕様ノ程
成程ニ小ク家内ニ多クシテ他人ニ見ル男
女ノ分ハ格別ニ相違ハ嘆敷ハ二人合テ
高サ四尺程ニ内ニ腰ヲ掛ル仕方ハ
ヲ紙ノ結ヒ様ニ長ク作ル程ヲ通シテ
ヲ結ヒ合ハ安行ノ作ル仕方ハ

或ハ人ニ興ヲ舁ハ中ニ高ク人出行ノ時ハ
供ヲ多ク召連行ル通ル時途
中ニ多ク行合ハ高ク先ニ歩ル者共人
ヲ十ク云カ二ノ長サ三尺ニ長
内ニ二人持縄大国ニ船ノ成程
二人ニ手ヲ持ヲ足ヲ落ル事ヲ
四人ニ多ク舁輿ノ上ニ人合テ
八人カ舁ル者ハ相人ニ三海ノ指ル人
馬ニ乗ル通ル長サ二尺程ニ作ル

中と称し一尊を置き数合三千人程ありしが
法師、持ち来りし由、申伝へ如く陳列
く、相模之国鎌倉之住人国重作之長櫃を開き
此櫃大抵長四の櫃の内、くるくる巻早くれ
た長中に天守の絵、くるくる巻り、
中に巻物、塔と申、文字を書き、刷ふと敷
中に和国と石にて塔と称し、新しく長方を
塔、文字の間に塔と称し長を施者、
和し国し内に、四方に真田文右衛門

国重塔も出来し、皆、人を入れ、
故に城内の廣狭、難年城門、石畳、
櫃を称し、書法、くく後院、
ふくく出来し、四方小額を立て、文字を
自然と長絵の文字を書き、所部城
中に移り、尾首、くく家、二階を称し、
出間、時、長間、角、梯を
所に腰、の形、二人位、高さ、人程、自
下一人、寸、一尺、所、所、所、新を藤、

編、或ハ貳ハ板橋ニ〆張上ハ後口ニ寄掛
板ニ仕方障ハ中柳又ハ竹ニ自由能様ニ
仕り者ニ〆清庄ハ行ニ〆板ハ敷ハ
長弐間長ニ〆曲尺ニ〆庇ハ廣ニ〆
廊の形ニ長ニ〆六人幅ニ人余高ニ〆六人程ニ仕自
下高ニ〆人程藤ニ〆編ニ〆毎ニ庇ハ板ニ〆
ニ蒲団を敷上ハ清方ハ細ニ〆板ニ〆又ハ
縮緬ニ〆の敷帳ニ〆清ハ其敷帳の間ニ〆絹又
ハ布ニ〆幅ニ〆人程ハ長サハ敷帳敷の長ニ〆ハ詩

文ニ〆絵板ニ書ニ〆掛置ハ
平日勝ニ〆ハ居ハ時客ニ〆ハ亭ニ〆
ハ御拵ニ〆ニ〆ハ其後又庇ハ著ハ二階ハ
長勝ニ〆ハ客間ハ隣ニ〆ハ隣ニ〆の客ニ〆
二階ニ〆清ハ中ハ富ニ〆ハ廊の後ハ高楼
内庇ハ町ニ〆ハ都面ハ高ニ〆庇ニ〆ハ縁ニ〆客貴
板ニ〆ハ高ハ仕ハ長ニ〆ハ人幅ニ〆人程の
板ニ〆高板ニ〆品ニ〆書ニ〆者板ニ〆ハ鬼
ニ〆赤色ニ〆文字又ハ青地ハ金ニ〆

書き又店毎に額を掛けるとなり長さ八
幅弐尺程小板に墨も半文字文字を書き其
文字の義興を店豊原屋の店板の意味を文字
を書き戸部の板陽春に祝言の文字を和
歌を書き家々に掛くるなり金物地
の板に豊かにて町通幅広き所に同様
さ八一間半程なり時分を数通路の人を
知る為に踏を張り通りに言物を腰部侍
物部に部諸色小間物屋に百部屋
彩色高貴仕出品
相撲部屋に酒部の看板一尺四方程
板に酒場と書き看板に
板に酒場と書き菓子
相撲人に茶屋人多く集り飲食仕る時
廣小路通社寺廟小茶屋仕る菓
子饅頭又は
菓子に食事仕る
雑煮に鮒に豆腐に蒟蒻に
相撲に食に茶を給仕の其後温飩小野菜
切に加へ煮中に物を出す仕登三廟

の格子ハ必ず〻と付る事ふ〻しい外圍ハ
塀ふく三間ハ六七間ハ間と入る道筋ふ石
段表玄関ふ又五六間ふ十二三間の門ハ正
面ふ高せ師表と申額を掛門内左右ふ二
間ふ三拾間程の廻ハ玄関ふ七十間
神殿有〻本尊廟十間ふ五間程ふ相〻廟
外の上ふ先師廟と額を掛と廟所ハ遠と
漆ふく黒天竺ふ龍を畫ハ数尾ふく黒
言葉ふ神殿を安置〻申い玄関文言せの師孔

子の神殿と書き和ふ大きかる卓柱香爐
花瓶を備〻諸〻基尊敬仕又所〻ふ寺社
も多く仕度ハ備ハ蘭文乃盤盞と書〻此丘
尾も同色の表を書〻申い長寿寺〻申ふ寺
表ハ大寺ふて内も内程と仕度ハ
格ふ右ふ門も蟠龍格ふ神殿
有〻堂ハ面積と二重ふ〻尾ふ
菩薩ハ石ふて〻観音尊ハ観音ふく仕
度ハ堂も教ふの本尊ふ釋迦も仕度ハ

寺ハ石蓮和尚と云ふ僧ハ此所ニ居
住紀の後其所不滅ニ於今ハ真身ハ在ル
百人乃尊敬ハ此ニ紀ハ沿革ハ
不詳ハ寺中ハ墳墓相見ヘ中ハ野ハ
此所ニ其時相廣さ三百四方ハ石垣ニ
ヒ高く仕り其中ハ高サ三尺祠堂ニ
石佛三体ハ彫ハ獅子ニ乗ル石ハ彫
ル所ハ石垣ニ春秋二季ハ祭
礼ヲ行ヒ此ハ又神時観音ハ
ハ

観音ハ此ニ寺ハ仕ハ景色宜敷廣東ハ城下
町ハ不形ハ海鎮楼と
ハ高サ三階ハ高楼ニ上ル閑
帝乃尊像ヲ安置ハ町中ハ所々ハ
閑帝の廟所ハ此ニ寺ハ之国ハ時の
実相ハ此ニ社ハ日本の社の様ニ
上ル尾ハ蓮柱ハ社ハ唐様ハ彫物ヲ段
ハ蓮ハハ社内ハ絵馬ハ額ヲ掛ル
文字ハ一誠有感又ハ文武聖神ハ様感意

味の文字を書きたる神前に香
炉花瓶を備へ唐人拜をなす
を搖す庭にくれなゐ桜ふ
ふうるむ人居たらく清人の
仰ぎ見れば月さえ関帝の生
祭れるなり神前に菓子品
備へ蝋燭を点ぜり居も備へ
表燈籠を折り長燈籠
出し花鳥の模様を切透
社内に有る十五ヶ所迄
鐘大鼓喚鳴し鐘の鳴物を
舞楽と言く横笛を吹く
祝盃となる相撲
唱物を和一又男子
法人歡喜感倡の仰
相撲ふ
陽春見物は
国中に大清国人者
此度は和蘭東
社内に和蘭東
鐘大鼓喚鳴し鐘の鳴物を
舞楽と言く横笛を吹く朝廷
祝盃となる相撲の言葉
唱物を和一又男子見物
法人歡喜感倡の仰
相撲ふ
陽春見物は唐東
国中に大清国人者
此度は和蘭東

国立国会図書館　タイトル『中天竺之内馬丹嶋江漂流ノ舟水主共口書』　請求記号 862-1

ガラス使用

摩と唐土に沖津藻の漁人價を出す事の
神に相ふ人に門を法度し極秘の事を
諸人に流伝の相を致める事は産出の
相ひ相ふ人に或年氏十四文年の童年と親
ひ年長に者は深閨琴と共に為すに
和し人家と共に諸人相伝と云ふ浪のを
以て文様女子と共に唐東へ持渡り
中に又唐と者と唐東へ持渡り
全神人に祭ふて色の多事を繕く

かくの勝に此者の出と馬鬼と號市男
女共多く繁盛く餘閑に出て高貴共
に奢物に習ふ唐東に浪を祈て
軽重と及め一分より一文目に至て拾文目迄
百目と称する浪の形に中窪く仕登大
概七八文目と重めに成て用ふ浪を切れ
高目に成ては銅と交て正浪なく
市産に浪は日本の浪のごとくして唐熙通宝の
文字の四産に唐東浪は仕裏に唐の字

清度に一分ハ拓文ヲ[illegible]
中に金ヲバ[illegible]
所ゟ常ハ米も[illegible]
紙子[illegible]も一巻[illegible]
[illegible]
百[illegible]
[illegible]
年[illegible]

一年[illegible]
又[illegible]
前[illegible]
れ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
電白より廣東へ[illegible]
[illegible]

畳ハ六畳ニ中ハ間ハ広ク
座敷ハ仕舞方ニ長く物を入ル蔵の
縄掛ケ方ニ縄を肩ニ踏ミ掛ケ
居ル者も居ル中所沖町のるハ
弟ハ中ニ郡命物を出ル村ハ人命ハ
中ハ屋敷ニ家又ハ竈の元ハ草山家ハ出ル
ル家ハ郡も郡内ハ七間ニ段廣ニ
さ長ク物ハ底を物ハ高ク弟ハ郡中ハ通ル
山道ニ有ル物ハ村里ハ底ハ人を殺ル

所ハ人郡出ル仕ル物ハ廣人ハ中ハ野ハ
牛ハ物ハ牛ハ牧ニ放ル十二三ハ童ハ子を寄
羽ハ出ル所ハ知ル所ハ長を牧ル牛馬
雞ハ八ハ物ハ相撲ハ水牛ハ物ハ
牛の形ハ長く毛長く物を負ヒ水の所を行キ
自ハ出ル得ル物を出ル羊ハ大ハ
物ハ白を綿羊ハ長脇ハ物
ハ黒ハ山羊ハ又道中ハ或ハ在ル
市ハ出ル自物ハ仕ル大清国十八省の中ハ

南京第七地獄婆羅門の風流言語を外諸
不共小菩薩と仕い門前より極山寺と申す寺
海辺に住居仕り居申候所に婆羅門の人極山に住
申候又寧波と申所より普陀山と申候観音
住居仕り信心為参詣仕り申候真の観音と神
仏の御事に候皇帝地獄小地獄に住居仕り申候十
六者と申候内に三人無量小地獄に居申候
極寒に時は川も氷に成り寒と申候牛馬通
ひとしく氷に離類人大病と成り世の名を及大清
世の恩を八程熙年歳に世唯今乃年号を八康熙
と申人今代政道宜く天下太平に中春宮
御誕生の節又婚姻の時天下に恩
恵を施し桂罪の輩は赦免に成り
三年に一度書生考試に成り進士と申は文
官に極る門に進額と掛り申候相
見申候由来に孔子の御廟所に成り
申候末孫に今に一縣を恩賜有り領し
申候由に仕り此度唯今遍四維国も

大清より唐へ年に一度ゝ進貢仕り来り
東京と交易致し今も筆に合戦仕り申候、東京
に住居致し唐人を訓（日本）持渡り申し琉球国ゟ
日本へ渡り来り、其人多く居住仕り唐
仕り申候、其子孫琉球衣服日本の通り拵へ
服装を差、髪を長く仕り来り、御国八自交趾
出り申し胡椒、東京伽羅、辰国班等の品ゟ
出し申し、七地低人家の通り常に飯ゟ通
路仕り申候吸噬吧と申国八阿蘭陀人居住仕り最
初八其国ゟの仕出し小何ゟ阿蘭陀人
奈板に申渡所ゟ阿蘭陀人共船に乗（日本）
高麗ゟ来り申し明湖琉球ゟ沉香出国ゟ出
申地宜く触量の国ゟ唐人も多居住仕
り唐人共端国高麗ゟ東に中ゟ日本を
第一の能国と申し吸噬吧の事ゟ
除き、七地悪敷ゟ天竺ゟ度東京
出し私仕り候ゟ役人様ゟ者船ゟ京川家
仕り長崎ゟ又唐人船神ゟ其神

を安置し香花を備へ或は鶏鶏酒を供
し后神前に備へ船を神前に清め天九
静かに漕ぎ月明るく海は穏人も歌を謳
ひ和し相楽り川岸に白金
小神船一般人数出船人数出船中に
船中を騒動仕り船の通り小わき
の度を張所に小石火法砲を撃ち中長刀
鎗の類皆々抜き出し舟に帆を上げ舵を立
艫の方に櫓を押し漕ぎ鳥流を放し千年
小鶴雅りを持同じく鶴亀を放し鳥流を放し
千年を同じく鶴亀を放し西洋砲を
三度放し色々七福の業を為中に殺生八
神取相隠れ水流に時に相人に成ります
迎に行清相知れ羽口持船に和等い
不り神人十人相番に出水出後又織ふ之
船般相人に成長新を病中に為順
風よく夜明に成て国に着日九二日船業
長崎の津に到着仕り

正德元歲、北條政同之年間
廣東に漂流せし日本人飯國之記録
安政五戊午六月写
信州伊那街道宮田者
唐丁氏

国立国会図書館　タイトル『中天竺之内馬丹嶋江漂流ノ舟水主共口書』　請求記号 862-1
ガラス使用

862
1

国立国会図書館　タイトル『中天竺之内馬丹嶋江漂流ノ舟水主共口書』 請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『中天竺之内馬丹嶋江漂流ノ舟水主共口書』 請求記号 862-1
ガラス使用